

(仮称) 対馬市市民基本条例(案)における地域との意見交換会

日 時：8月24日(水) 午後7時30分から午後9時まで

場 所：上対馬総合センター

出席人数：56人

(市民：42人、検討委員会委員：7名、ワーキング部会員：3名、事務局：4名)

検討委員会 加留部委員長の挨拶後、事務局より(仮称)対馬市市民基本条例(案)の概要説明を行い、その後、意見の集約を行った。

《参加者からの意見・質疑》

- 市の行政・条例に対しては、どれだけの効力があるのか。
(事務局) この条例は基本理念を定めたものであり、市の条例の中では最高位に位置することとなる。効力については、そのようにご理解いただきたい。
- 住民投票の市民発議に議会の議決が必要なのはちょっと弱い気がする。
(事務局) 検討委員会内でも住民投票の部分については、常設型にするか非常設型にするかで意見が分かれたが、現行案のとおりとなった。
- この条例が活かされるのは子供達が主役になる時代なので、条例の趣旨を子供達に分かりやすく説明し、意見を募ってほしい。
(事務局) この条例の逐条解説を作成し、各世帯へ配布する予定としているため、内容についてはご理解いただけるのではないかと考えている。

《条例(案)に対する意見等》

- 第14条“柔軟で機動性のある組織体制”、第17条“成果重視の行政”(軽視の行政があるか)、第23条“誠実に対応しなければ”(現在、誠実さに欠ける対応が多いのか)、できすぎの条例であり、ごもったもな美辞麗句の羅列である。
- 対馬らしさとは具体的には何か。自然は豊かだが、楽しむ機会、方法が少ないのではないか。
- 本日の意見交換会のテーマは、平成24年度4月から市政をどうしていくかということなのか。条文の意味は分かるが、具体例がないしこれでどうするのかと思う。
- 最高位の条例とは、国で例えるならば憲法に相当する。憲法は本来市民の義務を規定するというよりも、為政者が好き勝手な政治を行うことを防止することが第一義となるはず。しかし、この条例(案)は、市民には“しなければならない”と強制的言葉が多く使用されている。一方、行政には“努力しなければならない”という曖昧な言葉が多いように思える。行政の覚悟が疑われる。また、硬性条例とすべきかどうかの検討が必要ではないか。
- 改正NPO法、寄附行為に関する税政優遇関連法案が今国会で成立した。従来のお上

から交付税を頂く金の『縦の流れ』から、市民が直接NPOへ金を流す『横の流れ』が急速に拡大していくはずである。まちづくりは行政だけで実施することから、NPO等市民が直接担っていくよう推進していくべきである。この条例にも明確に、行政がNPOの育成を図る項目を設けるべきである。

- 良い条例だと思うが、要は市民に認知してもらうために周知徹底を十分行うことが大事であり、一部の人が理解するだけでは駄目だと思う。もっと地域に入って知らせてもらいたい。
- 協働し支えあえる社会の構築は、対馬の距離的ハンデや経済的負担から、行政が補う必要があるのでは、と思われてなりません。少子高齢化社会はコミュニケーションの劣化を招き、人口減少により、人間としての関わり方が大きく変化することに不安を感じています。対馬の歴史・血縁関係による偏った地域社会の形成は、人間関係・コミュニケーションのあり方にも深くダメージを受け、それに気づかない面もあるのでそのケアが必要ではないでしょうか。各々の年齢にふさわしい町づくりへの参加を期待いたします。
- 『市民』という定義はどうするのか（定住外国人を含むか否か等）。特に住民投票が大きな問題とされるであろう。対馬市には在日外国人が多く居住しているという特殊性もある。特定永住外国人については、デリケートに取り扱う必要がある。
- 議会を開かれたものとするには、議員あるいは会派で定期的に報告会を実施することを義務付け、その費用は市が予算を確保する義務を負うことを明記する（例えば、報告書・資料等は議員の手出しだとしても、配布費用は市が予算付けをするとか、回覧に供することを許可する等）。
- 自ら動くことの必要性には、一人一人の市民の意識改革が必要だと思う。
- 昔の隣組（協力して暮らそうという心）を育てるには時間がかかる。若い人達に協働・奉仕の精神を教育する老人の意見も取り上げる必要があると思う。
- 児童に、そばを育て、育てたそば粉を麺にし、食する指導をしています。加齢とともに大変だが、続けたいと思います。

